

(公印省略)

7 都市第 719 号

令和 8 年 1 月 19 日

(公社) 全日本不動産協会福岡県本部 様

久留米市長 原口 新五

(都市計画課)

盛土規制法の運用開始に関する周知について（依頼）

日頃より、行政運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）の施行に向けた意見募集（パブリック・コメント）について、ご協力いただきありがとうございました。この度、令和 8 年度より運用開始することが確定し、下記内容を HP で公表しています。

つきましては、貴団体所属の会員の皆さんに、その旨をご周知していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 題名 盛土規制法の運用開始
2. 運用開始 令和 8 年 4 月 1 日
3. 公表内容 規制区域図、申請の手引き（申請資料や手数料等）、技術的基準、制度概要チラシ（よくある質問）
4. その他 ・久留米市 HP で「盛土規制法 運用開始」で検索してください。
(<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2080juutaku/3120tochiryo/2017-0222-1735-94.html>)

・HP は右の QR コードから読み込むことも可能です。→



【お問い合わせ先】

久留米市役所 都市建設部 都市計画課

開発係（担当：永川、福山）

TEL 0942-30-9343 FAX 0942-30-9714